14.11.11
小郡三井医師会

福県医発第１４３０号（保）
平成１４年１１月　８日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師
会　長　関　原　敬

精神保健指定医の指定申請に係る取り扱いについて

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

本件は、先般、精神保健指定医指定申請に際し、虚偽の内容を記載したケースレポートの提出事例が発覚し、指導を行っていた医師の精神保健指定医取消しという処分に至る事例が発生したことから、このような事態を未然に防ぐこと等を目的として、精神保健指定医の指定申請に係る取扱いを規定している昭和６３年５月１３日付健医精発第１６号厚生省保健医療局精神保健課長通知「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について」の中の「第３　精神保健指定医に関する事項」を別添のとおり改正したものです。

なお、主な改正点は、①ケースレポートの対象になる患者について、②指導医について、③ケースレポートの対象となる診療期間の条件、等が主な改正点であります。

小郡三井医師会より　　**担当理事　永田正和**

日医発784号（地Ⅲ153）
平成１４年１０月２９日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
坪井栄孝

精神保健指定医の指定申請に係る取り扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長より、本会宛に精神保健指定医の指定申請に係る取り扱いについて周知方依頼がありました。

本件は、先般、精神保健指定医指定申請に際し、虚偽の内容を記載したケースレポートの提出事例が発覚し、指導を行っていた医師の精神保健指定医取消しという処分に至る事例が発生したことから、このような事態を未然に防ぐこと等を目的として、精神保健指定医の指定申請に係る取扱いを規定している昭和６３年５月１３日付健医精発第１６号厚生省保健医療局精神保健課長通知「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について」の中の「第３　精神保健指定医に関する事項」を別添の通り改正したものであります。

なお、新旧対照表は別紙のとおりであり、①ケースレポートの対象になる患者について、②指導医について、③ケースレポートの対象となる診療期間の条件、等が主な改正点であります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係医療機関等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

福岡県医師会
受
14.11.-5
付

障精発第１０１０００１号
平成１４年１０月１０日

社団法人日本医師会
会長　坪井　栄孝　殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神保健福祉課長

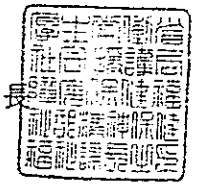

精神保健指定医の指定申請に係る取扱いについて

常日頃より、精神保健福祉行政に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、精神保健指定医指定申請に際し、虚偽の内容を記載したケースレポートの提出事例が発覚し、指導を行っていた医師の精神保健指定医取消しという処分に至る事例が発生いたしました。いうまでもなく精神保健指定医は患者本人の意思によらない入院や一定の行動制限の必要性を判定するなど、患者の人権に配慮した精神医療を行う中心的存在であることから、かかる不祥事は精神医療に対する国民の信頼を揺るがしかねない重大な事態であります。

このような事態を未然に防ぐこと等を目的として、精神保健指定医の指定申請に係る取扱いを規定しております昭和63年５月13日付健医精発第16号厚生省保健医療局精神保健課長通知「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の運用上の留意事項について」の中の「第３　精神保健指定医に関する事項」を、別添の通り改正いたしました。

つきましては、制度の厳正な運用に努めていただくとともに、関係者に対して周知徹底を図るようお取り計らい願います。

別　添

第３　精神保健指定医に関する事項

１　精神保健指定医の指定要件たる精神科実務経験について

(1)　法第18条第１項第２号に規定されている「精神障害の診断又は治療に従事した経験」（以下「精神科実務経験」という。）については、今回新設された精神保健指定医制度の趣旨にかんがみ、自ら精神障害者の診断又は治療に当たるなかで、患者の人権や個人としての尊厳に配慮した精神医学的経験を有することを精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定要件とすることとしたものであり、その期間については３年以上とされていること。

(2)　精神科実務経験は、精神科又は神経科を標榜している医療機関において行った精神障害者の診断又は治療(デイ・ケアを含む。)をいうものであること。

ただし、当分の間、精神科の診療に相当の経験を有する医師の配置が法律等により定められている施設において常勤の医師として行った診断又は治療についても、これに含まれるものであること。なお、この施設について問合わせ等があった場合には、本職と十分調整されたいこと。

(3)　精神科実務経験の期間については、以下に示した算定方法により算定するものとすること。

ア　精神科実務経験の期間については、１週間に４日以上精神障害者の診断又は治療に当たっている期間を算定対象とするものとすること。

イ　アにいう「４日以上」の算定は、外来又は病棟において、精神障害者の診断又は治療に１日おおむね８時間以上当たった日について行うものであること。

なお、診断又は治療に関して通常行われる症例検討会、抄読会等への参加は、これに算入できるものであること。

ウ　精神保健福祉センター、保健所におけるデイ・ケアに従事した時間及び期間については、これに算入できるものであること。また、これらの機関で嘱託医として精神障害者に対する相談業務に従事した時間についても、これに含まれるものであること。

エ　夜間当直のみをする時間及び期間については、精神科実務経験として算定できないものであること。

オ　動物実験等に携わる時間及び期間は、精神科実務経験として算定できないものであること。

カ　精神医学を専攻する大学院生にあっては、副科目及び選択科目の履修や研究のために、精神障害者の診断又は治療を行わない時間及び期間が生じるが、この時間及び期間は、精神科実務経験として算定できないものであること。

キ　外国留学等外国において精神障害者の診断又は治療に当たった場合においては、この時間及び期間は、精神科実務経験に算入できるものであること。

２　指定医の指定申請時に提出するケースレポートについて

(1)　法第18条第1項第3号及び同号に基づく厚生省告示(昭和63年４月厚生省告示第

124号）（以下「精神科実務経験告示」という。）に規定する「診断又は治療に従事した経験」については、指定医の指定申請時に提出するいわゆるケースレポートにより、指定医として必要とされる法的、医学的知識及び技術を有しているかについて確認するものとすること。このケースレポートについては、(2)に定める事項に従い記載し、指定医申請書に添付して、申請するものとすること。

なお、精神科実務経験告示は、指定医としての指定要件として必要最小限の症例数を定めたものであり、指定医の指定を受けようとする者は、３年間の精神科実務経験の中においては任意入院者を含めてこれ以上の症例を積極的に取り扱うことが望ましいものであること。

(2)　ケースレポートの対象となる患者については、以下によるものとすること。

ア　精神科実務経験告示に定める８例以上の症例については、精神病床を有する医療機関において、当該医療機関に常時勤務する指定医（以下「指導医」という。）の指導のもとに自ら担当として診断又は治療等に十分な関わりを持った症例について報告するものであり、少なくとも一週間に４日以上、当該患者について診療に従事したものでなければならない。

イ　原則として、当該患者の入院から退院までの期間、継続して診療に従事した症例についてケースレポートを提出するものとすること。

注１　入院形態の変更は、変更前の入院形態については退院と、変更後の入院形態については入院とみなすものとする。

注２　同一の入院形態のままの転院は退院とみなさないものとする。（「中毒性精神障害」及び「症状性又は器質性精神障害」については、オを参照すること。）

ウ　入院が長期にわたる場合は、入院から３ヶ月以上継続して当該診療に従事した症例、既に入院している患者については新たに担当として診療に従事して退院まで引き続き当該診療に従事し、その期間が３ヶ月以上である場合において、それぞれケースレポートの対象とすることができるものとすること。

エ　医療保護入院若しくは措置入院（以下「医療保護入院等」という。）の途中から担当し、任意入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例については、当該医療保護入院等の担当開始から入院形態の変更までの期間が１ヶ月を経過し、さらに任意入院の期間を足して３ヶ月以上になる場合において、ケースレポートの対象とすることができるものとすること。

また、措置入院の途中から担当し、医療保護入院に入院形態が変更された後も退院まで引き続き診療に従事した症例についても、当該措置入院の担当開始から入院形態の変更までの期間が１ヶ月を経過し、さらに医療保護入院の期間を足して３ヶ月以上になる場合において、措置入院の症例としてケースレポートの対象とすることができるものとすること。

オ　「中毒性精神障害」及び「症状性又は器質性精神障害」については、イの注２の規定に関わらず、入院から３ヶ月以内に同一の入院形態のまま転院した症例であっても、ケースレポートの対象とすることができるものとすること。

カ　イからオについては、別紙「ケースレポートの対象となる診療期間の条件」を

参照すること。

キ　同一症例について、同時に複数の医師がケースレポートを作成することは認められないものであること。

ク　指定医の申請時から６年以前に診療に従事した症例についてケースレポートを作成することは認められないものであること。ただし申請時から６年以前に診療に従事した症例であっても、申請時から６年前以降退院まで引き続き当該診療に従事し、その期間が３ヶ月以上ある症例については、ケースレポートの対象とすることができるものであること。

3　指導医について

(1)　指導医は以下の役割を担うものとすること。

ア　ケースレポートに係る症例の診断又は治療について申請者を指導すること。

イ　ケースレポートの作成に当たり、申請者への適切な指導及びケースレポートの内容の確認を行い、指導の証明を行うこと。

(2)　その他

ア　診療期間の途中で指導医が交代した場合、当該ケースレポートに係る全ての指導医の氏名と指導期間をケースレポートの別添様式３の10の(1)に記載すること。

イ　その場合、原則として、最終的に指導した指導医が当該ケースレポートの内容について確認を行い、指導の証明を行うこと。

4　指定医の指定に係るその他の事項について

(1)　指定医の指定申請を行おうとする者は、別添様式１に定める精神保健指定医指定申請書に、次に定める書面（写真を含む。）を添付して、住所地の都道府県知事を経由して、地方厚生局長に提出するものであること。

①　履歴書

②　医師免許証の写し

③　５年以上診断又は治療に従事したことを証する施設管理者による実務経験証明書（別添様式２）（大学院生又は文部科学教官については、学長又は学部長の証明によるものとする。④において同じ。）

ただし、大学院に籍を置き、研修等のため他の施設で診断又は治療に従事した場合は、当該施設の管理者の証明でも認めることとする。

④　３年以上の精神科実務経験を有することを証する施設管理者による実務経験証明書（別添様式２）

⑤　精神科実務経験告示に定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証するケースレポート（文字数（数字、アルファベット、カッコ、句読点は字数に含め、空白は字数に含めない。）は１２００字以上２０００字以下とし、原則としてワードプロセッサーで作成すること。また、別添様式３により４通提出すること。）

⑥　法第１８条第１項第４号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面の写し

⑦　写真（縦50ミリメートル、横40ミリメートルとし、申請６ヶ月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。）

⑧　⑥が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し

(2)　指定医の指定は、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会の意見を求め、その結果に基づいて行うこととされているが、申請者から提出されたケースレポートの内容が十分ではなく、精神科実務経験告示に定める「診断又は治療に従事した経験」を満たしているか否かについて適正な審査が行えない旨の意見が医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会から示された場合においては、当該「診断又は治療に従事した経験」のうち具体的な症例（例えば児童・思春期精神障害に係る症例）について、申請者自らが担当した他の症例のケースレポートの提出を求めることがあること。

5　研修について

法第18条第１項第４号及び第19条に規定する研修については、厚生労働大臣が指定するものが行うこととしていること。

6　指定後における事務取扱いについて

(1)　指定医に対して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第７条に規定する精神保健指定医の身分を示す証票（以下「指定医証」という。）を交付した都道府県知事は、受領書を受けるなど交付した旨が明らかになるようにしておくこと。なお、都道府県知事が受領書を受けた場合においても、これを厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長に対して提出することは必要がないこと。

(2)　指定医は自らの責任のもと指定医証を管理することとし、指定医の有効期限についても十分注意すること。

(3)　指定医は、指定医証の記載事項に変更のあるときは、指定医証を添えてその旨を都道府県知事を経由して地方厚生局長に届け出るものとすること。

(4)　指定医は、指定医証を紛失し又はき損したときは、その旨（き損のときは指定医証を添付）を都道府県知事を経由して地方厚生局長に届け出るものとすること。

(5)　指定医は、指定医の指定を取り消されたときは、速やかに指定医証を都道府県知事を経由して地方厚生局長に返納するものとすること。

別紙「ケースレポートの対象となる診療期間の条件」

○いずれの場合においても、担当医として診断や治療等への関わりが十分認められることが必要である。

1　基本的条件

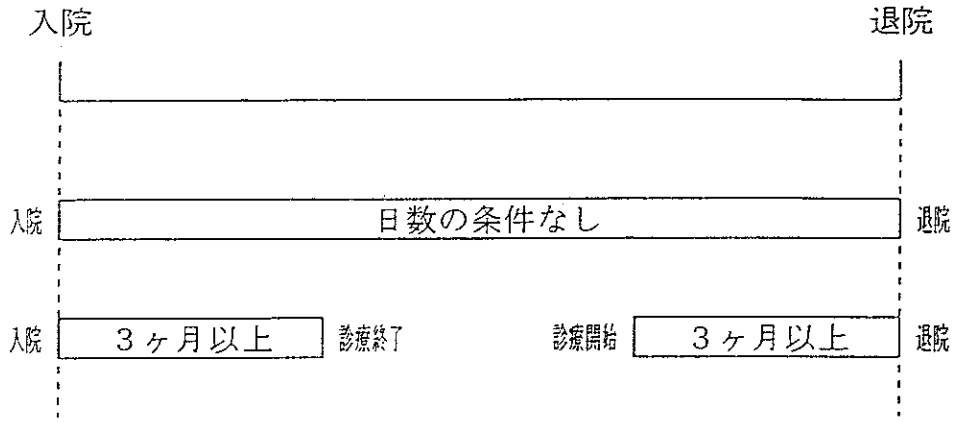

2　入院形態の変更が関わる場合

（１）医療保護入院（措置入院）から任意入院の場合

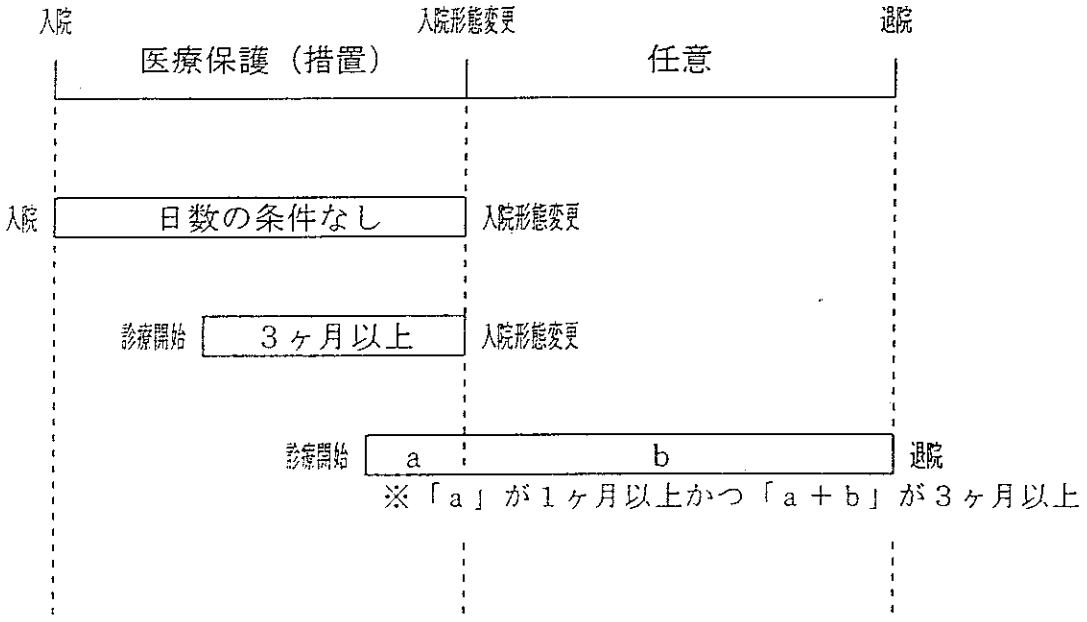

（２）措置入院から医療保護入院の場合

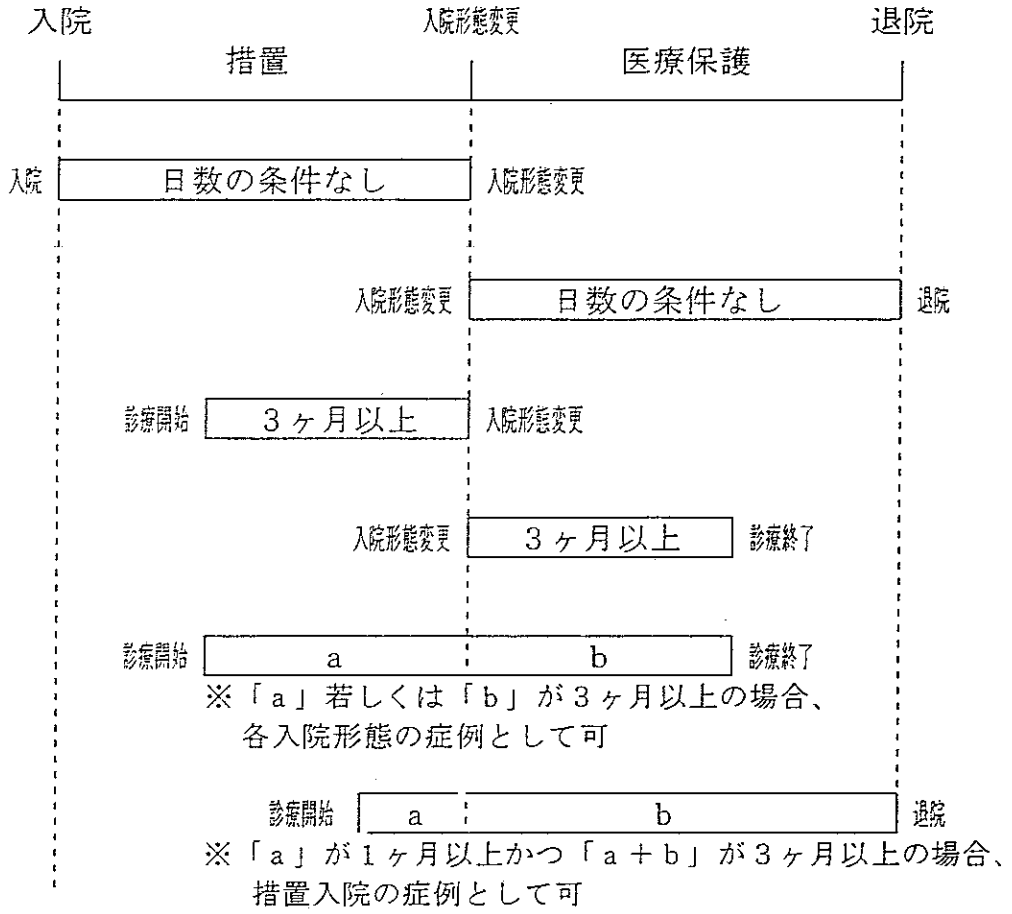

３　転院が関わる場合（入院形態を変更した場合を除く）

（１）同一の入院形態のままの転院

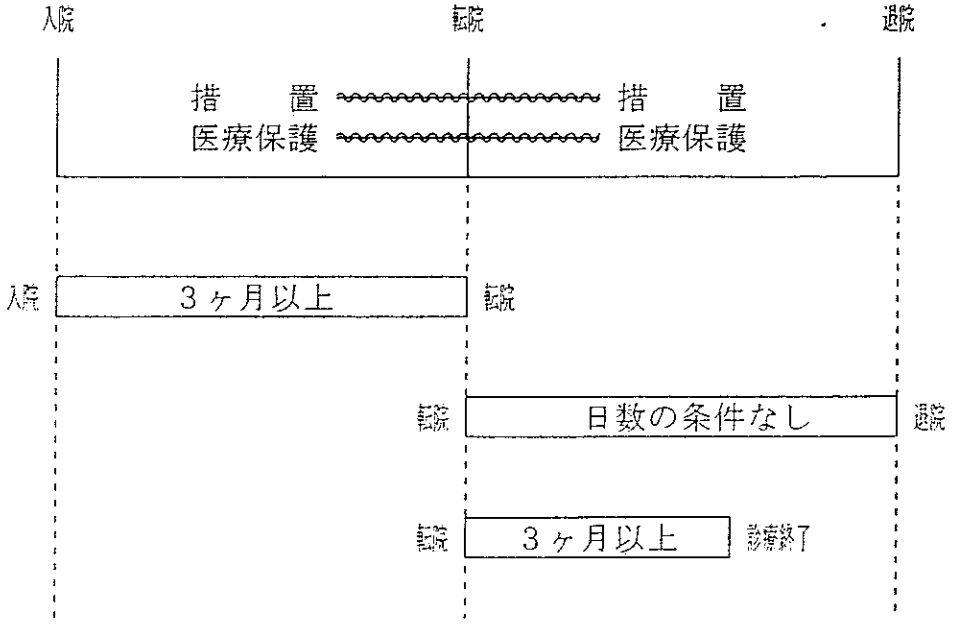

（２）中毒性精神障害、症状性及び器質性障害の場合は、次の事例についても対象

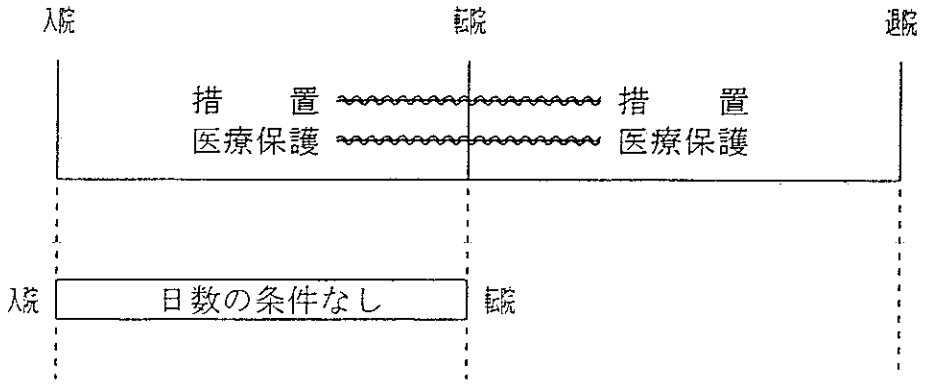

様式　1

精神保健指定医指定申請書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条の規定による精神保健指定医に指定されたく申請します。

申請日　平成　年　月　日

氏名	印	本籍地			
現住所					
生年月日	年　月　日	年齢	歳	性別	男・女
最終学歴及び年月	年　月　卒業・中退	医籍登録年月日及び番号	年　月　日 第　号		
現在の勤務先	所在地				
	名称				

	従事した期間	従事した病院等の名称
精神障害者の診断治療に従事した期間及び病院等名	年　月　日～　年　月　日	
	年　月　日～　年　月　日	
	年　月　日～　年　月　日	
	年　月　日～　年　月　日	
	年　月　日～　年　月　日	
	計　年　ヶ月	
その他の診断治療に従事した期間及び病院等名	従事した期間	従事した病院等の名称
	年　月　日～　年　月　日	
	年　月　日～　年　月　日	
	年　月　日～　年　月　日	
	計　年　ヶ月	
合計　年　ヶ月		
研修の受講	平成　年　月　日～平成　年　月　日	

（注）記載上の留意事項

1　氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

様式　2

実務経験証明書

次の者は当施設において診断又は治療に従事したことを証明します。

氏　　名	
生年月日	
従事した標榜科名	
診療従事期間	年　月　日 ～　年　月　日
診療従事態様	1週間当たり平均　日
	1日当たり平均　時間

平成　年　月　日

施設名

所在地

管理者職名
及び氏名　　㊞

（注）　1．精神科の実務経験証明書とその他の実務経験証明書は別紙とすること。
2．診療従事態様が違う場合は、別紙とすること。
3　大学院在学中については、在学期間全体ではなく、精神障害者の診断又は治療に従事した時間及び期間を記載すること。
4．夜間当直のみの勤務については、精神科実務経験として算定できないこと。

様式　3

ケースレポート（第　　症例）

1．申請者の氏名（自筆署名）

2．実務経験した医療機関名

3．２の所在地住所　　都道府県　　市・郡・区

4．ケースレポートする患者の氏名、性別、生年月日

氏名（イニシャル）　性別　男・女　　生年月日　　年　　月　　日生

主治医あるいは担当医になった時の患者の年齢　　歳　　月

5．診断病名圏　①精神分裂病圏　　②躁うつ病圏　　③中毒性精神障害

④児童・思春期精神障害　　⑤症状性又は器質性精神障害（老年期痴呆を除く）

⑥老年期痴呆

6．入退院年月日及び入院形態

入院年月日　平成　　年　　月　　日　入院形態（　　入院）

退院年月日　平成　　年　　月　　日

7．入院からケースレポートの対象期間終了までの入院形態変更の有無　　有　　無

有の場合変更日　　年　　月　　日　　入院　→　　入院（入院形態を記入）

8．転院による診療の終了（退院）の場合

転院先　　病院　転院先の入院形態（　　入院）

9．４の主治医あるいは担当医になった期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日

10　指導を行った精神保健指定医

(1) 指導を行った精神保健指定医の確認（※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。）

指定医氏名　　指定医番号

指導期間　平成　年　月　日～平成　年　月　日

(2) ケースレポートの証明

このケースレポートは、私が常勤として勤務した（病　院　名）病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。

所属機関名　　所属機関の住所

指導医署名（自筆署名）

ケースレポート記載欄（考察を含めること）　　記載欄の文字数（　　）

(1200～2000字)

注１　精神分裂病圏は第１症例～第３症例（順序は措置入院のものを先とすること）、躁うつ病圏は第４症例、中毒性障害は第５症例、児童・思春期障害は第６症例、症状性・器質性障害は第７症例、老年期痴呆は第８症例とすること。